

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6346996号
(P6346996)

(45) 発行日 平成30年6月20日(2018.6.20)

(24) 登録日 平成30年6月1日(2018.6.1)

(51) Int.Cl.

A45D 34/04 (2006.01)

F 1

A 4 5 D 34/04 5 1 5 A
A 4 5 D 34/04 5 1 5 Z

請求項の数 11 (全 18 頁)

(21) 出願番号 特願2017-527243 (P2017-527243)
 (86) (22) 出願日 平成27年11月20日 (2015.11.20)
 (65) 公表番号 特表2017-535348 (P2017-535348A)
 (43) 公表日 平成29年11月30日 (2017.11.30)
 (86) 國際出願番号 PCT/EP2015/077275
 (87) 國際公開番号 WO2016/079325
 (87) 國際公開日 平成28年5月26日 (2016.5.26)
 審査請求日 平成29年6月26日 (2017.6.26)
 (31) 優先権主張番号 1461290
 (32) 優先日 平成26年11月21日 (2014.11.21)
 (33) 優先権主張国 フランス (FR)

早期審査対象出願

(73) 特許権者 391023932
 ロレアル
 フランス国パリ、リュ・ロワイヤル 14
 (74) 代理人 100108453
 弁理士 村山 靖彦
 (74) 代理人 100110364
 弁理士 実広 信哉
 (72) 発明者 エリック・コリエ
 フランス・92110・クリシー・リュ・
 ピエール・ドレフュ・9・ロレアル
 (72) 発明者 オードリー・テニン
 フランス・92110・クリシー・リュ・
 ピエール・ドレフュ・9・ロレアル

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 美容用、化粧用、またはケア用の製品を塗布するためのアプリケータ

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

アイライナーを塗布するためのアプリケータ(3)であって、直線状の長手方向軸(X)に沿って延び、

- アプリケータ部材(6)、具体的には、アプリケータ先端部、
- 前記アプリケータ部材(6)を担持するホルダ(5)であって、前記アプリケータの前記長手方向軸(X)に沿って測定される可視長(L₂)に沿って延びる、ホルダ(5)、

- ユーザが、製品の塗布中、前記アプリケータを保持できるようにする把持面を画定するハンドル(10)であって、前記アプリケータの前記長手方向軸(X)に対して垂直に取られる、実質的に三角形の全体形状の少なくとも1つの横断面を有し、前記アプリケータの前記長手方向軸(X)に沿って測定される長さ(L₁)に沿って延びる、ハンドル(10)

を備え、

前記ハンドルの前記長さ(L₁)の、前記ホルダの前記可視長(L₂)に対するL₁/L₂比率が、2よりも大きく、好ましくは、2から7の間、さらに好ましくは、3から6の間であり、

前記ハンドル(10)が、実質的に三角形の全体形状の少なくとも2つの離間した横断面を有し、実質的に三角形の全体形状の前記2つの横断面が、互いに対して、角度的にオフセットされる、

10

20

アプリケータ(3)。

【請求項2】

前記ホルダ(5)が、7mmよりも長い、さらに好ましくは、9mmよりも長い可視長(L₂)に沿って延びる、請求項1に記載のアプリケータ。

【請求項3】

前記ハンドル(10)が、40mmから90mmの間、さらに好ましくは、50mmから80mmの間の長さ(L₁)に沿って延びる、請求項1または2に記載のアプリケータ。

【請求項4】

前記ハンドル(10)の最大幅(1)が、8mmから30mmの間、さらに好ましくは、10mmから20mmの間である、請求項1から3のいずれか一項に記載のアプリケータ。 10

【請求項5】

前記ハンドル(10)の前記長さ(L₁)の、前記ハンドル(10)の最大幅(1)に対するL₁/1比率は、2から7の間、さらに好ましくは、3から6の間である、請求項1から4のいずれか一項に記載のアプリケータ。

【請求項6】

前記ハンドル(10)が、実質的に三角形の全体形状の少なくとも2つの離間した横断面と、実質的に三角形以外の形状の少なくとも1つの中間横断面を有する、請求項1から5のいずれか一項に記載のアプリケータ。 20

【請求項7】

前記ハンドル(10)が、実質的に三角形の全体形状の前記横断面を画定するように配置される少なくとも3つのファセット(11a、11b)を有し、前記ファセットが、前記アプリケータの前記長手方向軸(X)と非平行である、請求項1から6のいずれか一項に記載のアプリケータ。

【請求項8】

前記ハンドル(10)が、前記アプリケータの前記長手方向軸(X)周りに上部から尾部まで互いに組み合う少なくとも6つのファセット(11a、11b)を有する、請求項1から7のいずれか一項に記載のアプリケータ。

【請求項9】

前記ハンドル(10)が、狭められた中間部分(14)を有する、請求項1から8のいずれか一項に記載のアプリケータ。

【請求項10】

塗布されることになるアイライナーを収容する容器(2)と、請求項1から9のいずれか一項に記載のアプリケータ(3)とを備える包装および塗布のための用具(1)。

【請求項11】

瞼に化粧するための方法であって、前記瞼に線を引くために、請求項1から10のいずれか一項に記載のアプリケータ(3)または用具(1)が使用される、方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、美容用、化粧用、またはケア用の製品、特に、アイライナー、またはマニキュア液、またはリップグロスを、たとえば、瞼、爪、皮膚、または唇に塗布するためのアプリケータ、および特にアイライナーを包装し、塗布するための用具にも関する。

【背景技術】

【0002】

美容用製品を描く、または塗布することを目的とした、手の形状に適合するようにそのハンドルが湾曲しているペンであって、手の内側面を支持するための第1の案内面と、指の、その上の通路のための第2の案内面とを備える、ペンは、特許文献1により知られている。

10

20

30

40

50

【0003】

瞼への化粧は、行うのが困難な作業であり、一般には、瞼をピンと張った状態に保ちつつ、アプリケータ部材を瞼および睫毛の縁に平行に瞼の一方の隅部から他方の隅部へと移動させながら、アイライナーの線を引くことにある。化粧すべき表面の大きさが小さく、精密さを必要とすることを所与として、この作業は、ブラシを用いて達成することが比較的困難であり、コールペンシルが優先的に消費者によって使用されている。

【0004】

ユーザがアプリケータ部材を保持するやり方を改善するように努めることによって、この作業をより容易にしようと試みるアプリケータが提案されている。提案を可能にしてきたアプリケータが幅広く多様であるにもかかわらず、この化粧作業は、依然として困難なままである。

10

【先行技術文献】

【特許文献】

【0005】

【特許文献1】DE 2 0 2 0 1 1 1 0 4 7 1 2 U 1

【特許文献2】FR 2 9 3 3 2 8 1

【特許文献3】FR 2 9 4 7 7 0 2

【特許文献4】FR 2 8 9 0 2 9 6

【特許文献5】米国特許第7 0 7 7 5 9 2号明細書

【発明の概要】

20

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

結果として、達成される化粧成果の品質を別段、落とすことなく、この作業を容易にする必要がある。

【課題を解決するための手段】

【0007】

そのため、本発明の態様のうちの第1の態様によれば、その主題は、アイライナーを塗布するためのアプリケータであって、このアプリケータは、直線状の長手方向軸Xに沿って延び、

30

- アプリケータ部材、具体的には、アプリケータ先端部、
- アプリケータ部材を担持するホルダであって、アプリケータの長手方向軸Xに沿って測定されるホルダの可視長L₂に沿って延びる、ホルダ、
- ユーザが、製品の塗布中、アプリケータを保持できるようにする把持面を画定するハンドルであって、アプリケータの長手方向軸Xに対して垂直に取られる、実質的に三角形の全体形状の少なくとも1つの横断面を有し、アプリケータの長手方向軸Xに沿って測定される長さL₁に沿って延びる、ハンドル

を備え、

ハンドルの長さL₁の、ホルダの可視長L₂に対するL₁ / L₂比率は、2よりも大きく、特には、2から7の間、さらに好ましくは、3から6の間である。

【0008】

40

本発明によるアプリケータには、ホルダと比較して相対的に長いハンドルが取り付けられる。このハンドルは、その遠位部分を介して、親指と人差し指との間の指間皮膜に載るのに十分なほど長く、それにより、その定位置へのより良い保持を確保し、したがって、塗布精度を向上させることを可能にすることができます。

【0009】

加えて、ホルダは、相対的に短く、それにより、ハンドルに載る指がアプリケータ部材のより近くに位置し、そのことは、アプリケータ部材のより精密な案内を可能にするので、化粧作業を容易にすることができます。

【0010】

ハンドルは、実質的に三角形の全体形状の少なくとも2つの離間した横断面を有するこ

50

とができる。実質的に三角形の全体形状の2つの横断面は、互いに対し、角度的にオフセットされ得る。

【0011】

ホルダは、7mmよりも長い、さらに好ましくは、9mmよりも長い、特には、7mmから25mmの間、さらに好ましくは、8mmから20mmの間である可視長 L_2 に沿って延びることができる。

【0012】

「ホルダの可視長 (visible length of the holder)」は、アプリケータのその全体を、側面から見たときに見て取れるホルダの部分の長さを意味するように意図されている。ホルダの可視長は、アプリケータの全長から、ハンドルの長さとアプリケータ部材の長さとを引いた差から生じ得る。 10

【0013】

好ましくは、長さ L_1 は、40mmから90mmの間、さらに好ましくは、50mmから80mmの間である。

【0014】

ハンドルの最大幅1は、8mmから30mmの間、さらに好ましくは、10mmから20mmの間とすることができます。最大幅は、ハンドルの長さ全体にわたって測定され得る最大横断方向寸法に対応する。最大幅は、たとえば、ハンドルの横断面が内接する円の直径によって与えられ得る。最大幅は、アプリケータ部材に最も近い、ハンドルの近位端において位置していることができる。 20

【0015】

ハンドルの長さ L_1 の、その最大幅1に対する $L_1/1$ 比率は、好ましくは2から7の間、さらに好ましくは、3から6の間である。

【0016】

横断面の実質的に三角形の形状は、親指と、人差し指と、中指との間の3指把持による、片方の手の3本の指間でハンドルを保持するのに有利に働く。各指は、実質的に平坦な、またはわずかに湾曲したハンドルのファセットにおいて、快適かつ安定的に載っていることができる。

【0017】

ハンドルは、実質的に三角形の全体形状の少なくとも2つの離間した横断面と、実質的に三角形以外の形状の少なくとも1つの中間横断面を有することができる。 30

【0018】

好ましくは、各実質的に三角形の断面は、実質的には、二等辺三角形または正三角形である。

【0019】

アプリケータは、アプリケータの遠位端の近くに、つまり、ホルダおよびアプリケータ部材の近くに位置している、アプリケータの長手方向軸Xに対して垂直に取られる、実質的に三角形の全体形状の第1の横断面を有することができる。アプリケータ部材の近くにこの実質的に三角形の断面が存在することにより、アプリケータを手の3本の指間に把持することができになり、1つの辺が、中指に載り、他の2つの辺は、一方が、親指と接触し、他方が、人差し指と接触する。したがって、アプリケータは、不都合な回転の恐れなしに、ユーザの手の中の定位置によく保持される。 40

【0020】

加えて、アプリケータは、ハンドルの近位端の近くに位置している、実質的に三角形の全体形状の第2の横断面を有することができる。実質的に三角形の断面がハンドルの近位端に存在することにより、ハンドルの端部が、親指と人差し指との間の指間皮膜に載ることが可能になるので、ユーザの手にアプリケータを満足のいく形で位置付けることが可能になる。ハンドルは、手の中のハンドルの回転を防止することが可能であるファセットによってか、または手の中の定位置にハンドルを保持することを可能にすることができるハンドルの2つのファセット間に配置される隆起部による、この隆起部を皮膜のくぼみの中 50

に押し付けるという特定の効果によってかのいずれかで、この指間皮膜に載ることができる。これらの位置間の選択は、塗布するための最大快適を追求するユーザによって左右され得る。

【0021】

実質的に三角形の全体形状の2つの横断面は、互いに対して、角度的にオフセットされ得る。角度オフセットは、40°から80°の間、たとえば、およそ60°とすることができ、それにより、実質的に三角形の全体形状の2つの断面の三角形の頂点は、均一かつ規則的にオフセットされる。したがって、本発明によるアプリケータのハンドルは、この角度オフセットを考慮すると、よじれた外見を有することができる。

【0022】

ハンドルは、実質的に三角形の全体形状の横断面を画定する少なくとも3つのファセットを有することができ、これらのファセットは、アプリケータの長手方向軸Xと非平行である。これらのファセットは、ハンドルの遠位端からの距離が増加するにつれて内側に傾斜し得、それは、これらのファセット上に指を押し付けることに有利に働くことができ、ホルダの方向に指が滑るのを防止する。ファセットはそれぞれ、アプリケータの長手方向軸Xを含む中央平面に対して対称とすることができます。ハンドルを、ファセットによって画定される側面に実質的に平行な側面から見たとき、このファセットは、外側に向かって湾曲した凹面に見え得る。

【0023】

ハンドルは、アプリケータの長手方向軸X周りに上部から尾部まで互いに組み合う少なくとも6つのファセットを有する。ファセットのうちの3つの基部は、ハンドルの遠位端に位置していることができ、他の3つのファセットの基部は、ハンドルの近位端に位置していることができる。

【0024】

ハンドルは、狭められた中間部分を含むことができる。この部分は、遠位端からL₁の約1/3、かつ近位端からL₁の約2/3に位置していることができる。

【0025】

本発明の別の主題は、独立してまたは上記との組合せで、アイライナーを塗布するためのアプリケータであり、このアプリケータは、直線状の長手方向軸Xに沿って伸び、

- アプリケータ部材、具体的には、アプリケータ先端部、

- アプリケータ部材を担持するホルダ、

- ユーザが、製品の塗布中、アプリケータを保持できるようにする把持面を画定するハンドルであって、それぞれ実質的に三角形の全体形状の少なくとも2つの離間した横断面と、実質的に三角形以外の形状の少なくとも1つの中間横断面とを有する、ハンドルを備える。

【0026】

好ましくは、実質的に三角形の全体形状の2つの横断面は、互いに対して、特には、60°だけ、角度的にオフセットされる。2つの断面は、相異なる大きさであってよく、ハンドルの近位端における断面は、ハンドルの遠位端における断面よりも小さい。加えて、ハンドルは、狭められた中間部分を含むことができる。その上、アプリケータは、単独でまたは組合せで、上に説明した特徴のうちの1つまたはその他を含むことができる。

【0027】

アプリケータ部材は、エラストマーから作製されるフロック加工された端部片、フロック加工されている、もしくはフロック加工されていない、ラジ、フェルト、発泡端部片、または射出成形ペンとすることができます。好ましくは、それは、可撓性であり、たとえば、熱可塑性エラストマーから作製される本体を備える。フェルトの場合においては、好ましくは、それは、一緒に結合されている長手方向に配向された纖維を備える。製品は、アプリケータ部材内に、それが多孔質であるために、毛細管作用によって拡散することができる。纖維は、熱可塑性材料から作製される、特には、アクリルポリマー、ポリエステル、またはポリアミドから作製される纖維とすることができます。纖維は、線密度が、1デ

10

20

30

40

50

ニール未満、好ましくは、0.5デニールから0.9デニールの間、特には、0.7デニール（すなわち、9マイクロメートル前後）とすることができる。繊維は、Nylon（登録商標）から作製され得る。

【0028】

アプリケータ部材は、その長さの少なくとも一部に沿って、回転対称でない横断面を有することができる。これにより、アプリケータ部材の、瞼に対する移動方向に関する配向に応じて、より纖細なまたはそれほど纖細でない線を引くことが可能になる。

【0029】

アプリケータ部材の寸法は、アプリケータ部材が、皮膚に対して垂直に移動するとき、皮膚に引かれる製品の線の最大太さが、好ましくは5mm以下、さらに好ましくは、3mm以下になるようなものである。瞼に対するアプリケータ部材の配向に応じて、たとえば、線の太さを変えることが可能である。

【0030】

アプリエータ部材は、任意の手段によってホルダに固定され、たとえば、ホルダの端部に設けられる対応する筐体内に圧力嵌めされ得る。

【0031】

好ましくは、アプリケータ部材は、特許文献2において記載されている、スパチュラもしくは幅広いヘッドがその端部に設けられている、または設けられていないアプリケータ先端部である。

【0032】

アプリケータ先端部は、アプリケータが、皮膚に対して垂直に配向される形で移動するとき、アプリケータによって引かれる纖細な線の幅よりも大きい寸法を有するアプリケータホルダに固定するための端部片を備えることができる。

【0033】

ハンドルは、容器を閉めるためのキャップの形態で製作され得る。ホルダまたはハンドルは、容器を、特には、それが使用されていないとき、漏れ止めの形で閉めるように設計され得る。

【0034】

ハンドルは、単一の材料において、たとえば、成形によって、または第2の、ハンドルの把持を容易にすることを可能にする、より可撓性の材料のオーバーモールドにより製作され得る。

【0035】

アイライナーは、水性または有機溶剤、および顔料、特には酸化鉄を含むことができる。アイライナーは、たとえば、水、顔料、具体的には、酸化鉄、および/または染料、ならびにポリマーを含んでいる。

【0036】

本発明のさらなる主題は、塗布されることになるアイライナーを収容する容器と、上に規定された本発明によるアプリケータとを備える包装および塗布のための用具に関する。

【0037】

必要に応じて、容器は、容器を振ることによってその内容物を均質化するためのボールを備えることができる。

【0038】

容器の容量は、たとえば、1mlから6mlの間である。

【0039】

アプリケータ部材は、容器の中に浸されることによって、製品が供給され、または代替として、塗布表面は、マーカーペンと同様のやり方で、アプリケータ部材を介して毛細管作用によって製品が供給される。

【0040】

そのような変形実施形態においては、製品、特には、アイライナーは、ハンドルの内側に配置されるリザーバに収容され得、そのとき、アプリケータは、アイライナーアプリケ

10

20

30

40

50

ータペンを形成する。この場合においては、好ましくは、アプリケータ部材は、内側において多孔質であり、細長い形状には、リザーバによってアイライナーが供給される。アプリケータは、たとえば、スナップ留め、ねじ込み、または摩擦によって、アプリケータのハンドル内に固定される、かつ容器のネックへの装着に役立つストップを備えることができる。

【0041】

この例においては、アプリケータ部材には、その近位端を通じて製品が供給され、製品は、それが、皮膚と接触するように意図されている部分に達するまで、アプリケータ部材において長手方向に拡散することができる。この場合においては、アプリケータ部材は、それをホルダに固定するように役立つ基部と、アプリケータ部材のフェルトに染み込むアイライナーを堆積させるために皮膚と接触することによる塗布に役立つ先端部とを有する。

【0042】

本発明のさらなる主題は、瞼に化粧するための方法であり、ここでは、瞼に線を引くために、本発明によるアプリケータまたは用具が使用される。アプリケータ部材の、特に、アプリケータ先端部の配向は、瞼に対して、かつ化粧作業中の把持面に対して変更可能である。

【0043】

ユーザは、瞼に引かれることになる線の太さに応じて、瞼に対する所望の配向によりハンドルを位置付けることができる。

【0044】

本発明は、その例示的な実施形態を限定していない以下の詳細な説明を読むことにより、および添付の図面を検討することにより、より良く理解され得る。

【図面の簡単な説明】

【0045】

【図1】本発明による包装および塗布のための用具の一例の閉位置における斜視図である。

【図2】本発明による包装および塗布のための用具の一例の開位置における斜視図である。

【図3a】図1および図2における用具のハンドルの斜視図である。

【図3b】図1および図2における用具のハンドルの斜視図である。

【図4a】この同じハンドルの側面図である。

【図4b】IVのBに沿う前記ハンドルの長手方向断面図である。

【図4c】IVのCに沿う前記ハンドルの長手方向断面図である。

【図5a】図1および図2における用具のハンドルの他の斜視図である。

【図5b】図1および図2における用具のハンドルの他の斜視図である。

【図5c】図1および図2における用具のハンドルの他の斜視図である。

【図6】図4cの細部Vの図である。

【図7】一変形実施形態の部分的長手方向断面図である。

【図8】その分解斜視図である。

【図9a】その斜視図である。

【図9b】その斜視図である。

【図10a】この同じ用具の側面図である。

【図10b】XのBに沿う長手方向断面図である。

【図10c】XのCに沿う長手方向断面図である。

【図11】XI～XIIに沿う、その横断面図である。

【図12】図10の細部XIの図である。

【図13a】一変形実施形態の側面図である。

【図13b】一変形実施形態の側面図である。

【図13c】一変形実施形態の側面図である。

10

20

30

40

50

【図14】その斜視図である。

【図15】図13bにおけるXVに沿う、その上面図である。

【図16】図13aにおけるXVI～XVIIに沿う、その長手方向断面図である。

【図17】図16における細部XVIIの図である。

【図18】図13a～図17におけるアプリケータの分解斜視図である。

【図19】図13a～図17におけるアプリケータの分解斜視図である。

【発明を実施するための形態】

【0046】

図1～図6に示されている包装および塗布のための用具1は、塗布されることになるアイライナーを収容する容器2と、図1に示すように、製品を塗布するのに使用されないときは、容器2に装着されて、それを閉めることができ、図2に示すように、製品を塗布するために、容器とは分離可能なアプリケータ3とを備える。アプリケータ3は、直線状の長手方向軸Xに沿って延びる。

10

【0047】

容器2は、たとえば、アプリケータ3を上からねじ込むことができるねじ山付きネックを備え、アプリケータ3は、アプリケータ先端部によって構成されるアプリケータ部材6を担持するホルダ5を備える。

【0048】

アプリケータ部材6は、瞼に対するアプリケータ部材6の配向および瞼の上の移動方向に応じて、ユーザが、より太い線またはそれほど太くない線を引くことを可能にする形状を伴って、様々なやり方で製作され得る。

20

【0049】

アプリケータ部材6は、その遠位端において、フロック加工されていても、またはフロック加工されていなくてもよい、フェルト先端部によって、またはエラストマー材料から作製される端部片によって形成され得る。適切であり得るアプリケータ部材の例は、特に特許文献2、特許文献3、特許文献4、および特許文献5に記載されている。

【0050】

アプリケータ3は、ユーザが、アプリケータを保持しながら、製品を塗布するのを可能にする把持面を画定するハンドル10を備える。

30

【0051】

ハンドル10は、実質的に三角形の全体形状の少なくとも2つの離間された横断面を含む。

【0052】

したがって、アプリケータは、ハンドルの遠位端10aのより近くに、つまり、ホルダ5の、かつアプリケータ部材6のより近くに位置している、アプリケータの長手方向軸Xに対して垂直に取られる、実質的に三角形の全体形状を伴う第1の横断面を含む。したがって、ハンドルは、実質的に三角形の全体形状の第1の横断面を画定するように配置された3つのファセット11aを有する。ファセット11aは、アプリケータの長手方向軸Xと非平行であり、図4aに示すように、軸Xに対して変化し得る角度だけ傾斜している。その傾斜は、ファセット上に指を押し付けることに有利に働き、ホルダ5の方向に指が滑るのを防止する。傾斜角度は、ハンドル10の遠位端においておよそ12°とすることができる。

40

【0053】

容器2は、やはり、実質的に三角形の形状のショルダ2aを備える。

【0054】

加えて、アプリケータは、アプリケータの近位端のより近くに位置している、実質的に三角形の全体形状の、長手方向軸Xに対して垂直に取られる、第2の横断面を含む。

【0055】

したがって、ハンドルは、実質的に三角形の全体形状の横断面を画定するように配置される3つのファセット11bを有する。

50

【0056】

ファセット11aおよび11bはそれぞれ、アプリケータの長手方向軸Xを含む中央平面に対して対称である。

【0057】

ハンドル10の6つのファセット11aおよび11bは、アプリケータの長手方向軸X周りに互いに組み合うように配置されている。3つのファセット11bの基部は、ハンドルの近位端10bにおいて位置し、他の3つのファセット11aの基部は、ハンドルの遠位端10aにおいて位置している。

【0058】

ハンドル10はまた、狭められた中間部分14を含み、中間部分14は、説明の例においては、近位端から L_1 の約1/3、かつ遠位端から L_1 の約2/3に位置し、 L_1 は、ハンドルの長さを示す。したがって、ハンドルは、実質的に三角形の全体形状の2つの横断面間にアプリケータの長手方向軸Xに沿って位置している、実質的に三角形以外の形状の少なくとも1つの中間横断面を有する。

10

【0059】

実質的に三角形の全体形状の2つの横断面は、互いにに対して、角度的にオフセットされる。角度オフセットは、60°であり、それにより、図において分かるように、実質的に三角形の全体形状の2つの断面の三角形の頂点は、均一かつ規則的にオフセットされる。したがって、本発明によるアプリケータのハンドルは、よじれた外見を有する。

【0060】

ハンドル10は、その近位端10bにおいてストップ13を収納し、より具体的には、図3a、図3b、および図6において見て取れる。それは、環状ビーズのハンドルの中の対応する環状溝との協働による、スナップ留めによってハンドル10に固定される。

20

【0061】

L_2 は、アプリケータの長手方向軸Xに沿って測定されるホルダの可視長であり、 L_1 / L_2 比率は、2よりも大きく、さらに好ましくは、3よりも大きい。この比率は、特には、2から7の間、さらには、3から6の間とすることができます。

【0062】

説明の例においては、可視長 L_2 は、およそ20mmである。説明の例においては、長さ L_1 は、およそ85mmである。

30

【0063】

ハンドルの最大幅1は、説明の例においては、15mm前後である。この最大幅は、この場合においては、アプリケータ部材6に最も近い、ハンドルの遠位端10aにおいて位置している。

【0064】

ハンドルの長さ L_1 の、その最大幅1に対する L_1 / 1比率は、説明の例においては、およそ5である。

【0065】

ハンドルは、その内側面にスナップ留め隆起部15を備え、この隆起部15は、ハンドル10の中のホルダ5を固定するように意図されている。説明の例示的な実施形態においては、ハンドルは、3つの隆起部15を備え、この隆起部15はそれぞれ、示されているように、互いから120°において、かつその遠位端10aの近くに配置される。

40

【0066】

ホルダ、アプリケータ部材、および容器の構造は、図7～図12の実施形態と併せてより詳細に説明することになるが、もちろん、図1～図6の実施形態についても同じとすることができる。

【0067】

ホルダ5は、図7および図8において分かるように、その遠位端においてアプリケータ部材6を支持するシステム5aと、その近位端においてハンドル10に固定するための端部片5bとを備える。この固定端部片5bは、三角形フランジ5cによって終端される。

50

【0068】

容器2は、端部が開いた穴あき鞘8を収納し、この鞘8を越えて、アプリケータ部材6は、容器の中に収容されている製品Pが載せられる短い距離を延ばすことができる。そのような構成の一例は、特には、特許文献3において開示されている。

【0069】

容器が、様々な形状、たとえば、図1～図6の実施形態および図7～図12の実施形態における三角形の、概して一定の外側横断面を有する細長い形状を有することは可能である。

【0070】

図13a～図19の実施形態においては、容器は、用具の長手方向軸Xに沿って移動するとき、一定でない形状を有する。容器の横断面は、ハンドルに対するその取付け点において、形状が実質的に三角形であり、容器の底部に向かって形状が円形である。

10

【0071】

説明したばかりの例示的な実施形態においては、容器2は、製品の塗布中、アプリケータ3とは分離されている。

【0072】

一変形形態として、容器2は、製品の塗布中、依然として、アプリケータ部材に取り付けられたままであり、アプリケータ部材6は、たとえば、容器2から内部経路を通って製品が供給され、容器2は、可能性として、ポンプ、または空いているリザーバ、もしくは毛細管作用によって供給を可能にする含浸パッドを含むリザーバ、あるいは製品を上述の内部経路を通るように強制的に流して、塗布表面に到達させることを可能にする任意の他のシステムが備わっている。

20

【0073】

塗布表面はまた、アプリケータ部材を介して、毛細管作用によって、アプリケータ部材の多孔質により供給され得る。

【0074】

言うまでもなく、本発明は、説明したばかりの諸例に限定されない。

【0075】

具体的には、示されている様々な例の特徴は、示されていない変形形態内で組合せ可能である。

30

【0076】

アプリケータ先端部は、フロック加工されている、もしくはフロック加工されていないフェルト、焼結された製品、ブラシ、またはフロック加工された端部片とすることができます。好ましくは、アプリケータ先端部は、単一の丸みを帯びた尖頭部(apex)を有する。一変形形態においては、アプリケータ先端部は、2本の線を同時に引くことを可能にする、2つの尖頭部を備えた「二重ライナー(double liner)」である。

【0077】

「備える、含む(comprising)」という表現は、逆の指定がない限り、「少なくとも1つを備える、含む(comprising at least one)」と同義であると理解すべきである。

40

【符号の説明】

【0078】

- 1 包装および塗布のための用具
- 2 容器
- 2 a ショルダ
- 3 アプリケータ
- 5 ホルダ
- 5 a ステム
- 5 b 端部片
- 5 c フランジ

50

6 アプリケータ部材

8 鞘

10 ハンドル

10a 遠位端

10b 近位端

11a ファセット

11b ファセット

13 ストップ

14 中間部分

15 隆起部

10

L₁ 長さL₂ 可視長

1 最大幅

X 長手方向軸

傾斜角度

【図1】

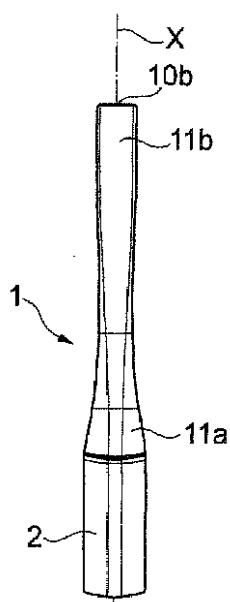


Fig. 1

【図2】

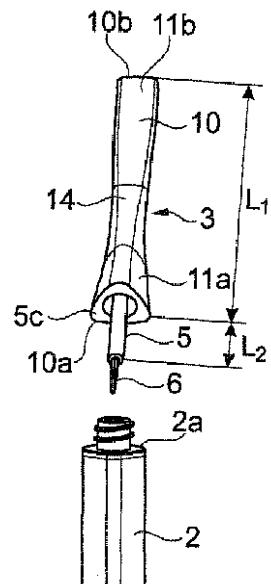


Fig. 2

【図 3 a】

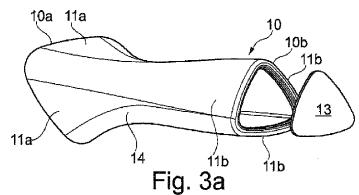


Fig. 3a

【図 3 b】

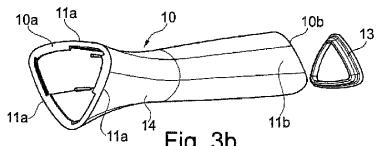


Fig. 3b

【図 4 a】

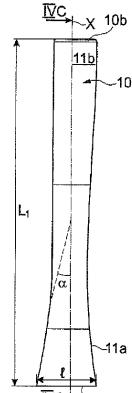


Fig. 4a

【図 4 b】

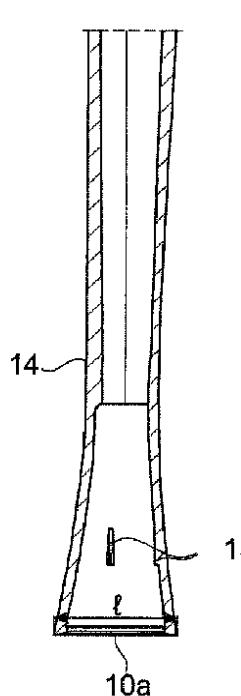


Fig. 4b

【図 4 c】

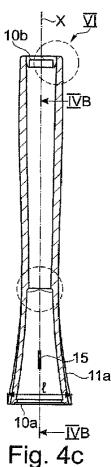


Fig. 4c

【図 5 a】

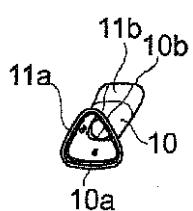


Fig. 5a

【図 5 b】

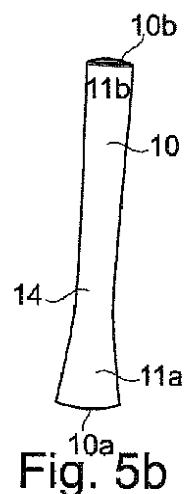


Fig. 5b

【図 5 c】

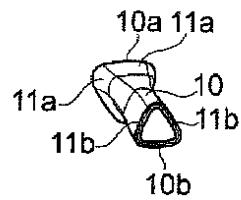


Fig. 5c

【図 6】

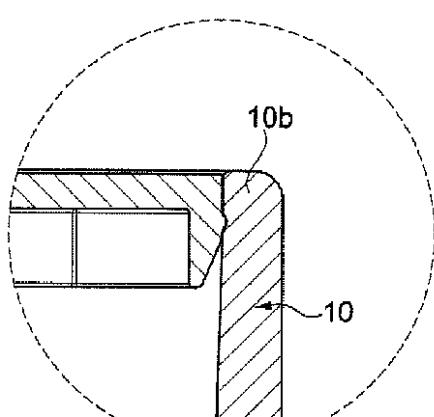


Fig. 6

【図 7】

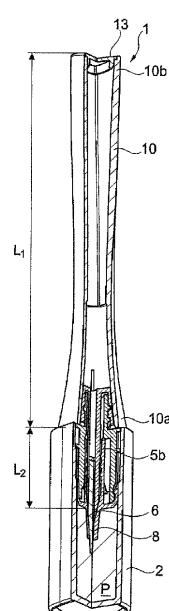


Fig. 7

【図 8】

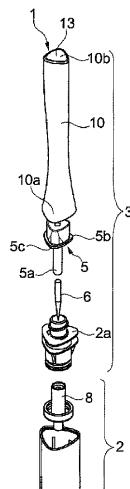


Fig. 8

【図 9 a】

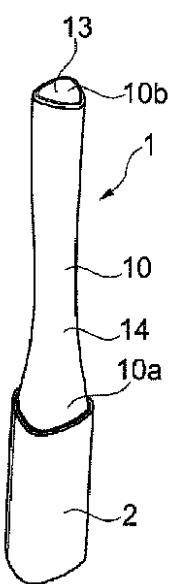


Fig. 9a

【図 9 b】

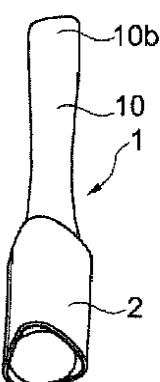


Fig. 9b

【図 10 a】

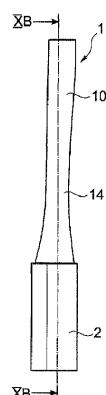


Fig. 10a

【図 10 b】

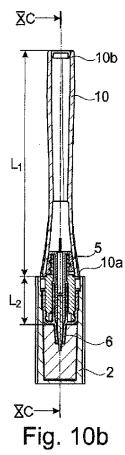


Fig. 10b

【図 10 c】

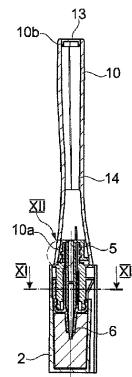


Fig. 10c

【図 11】

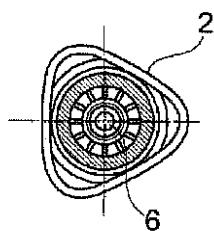


Fig. 11

【図 12】

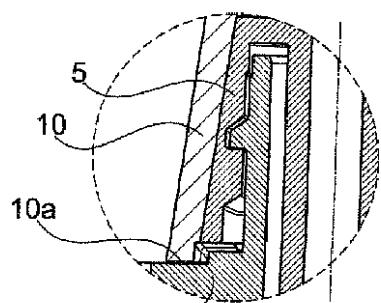


Fig. 12

【図 13 a】

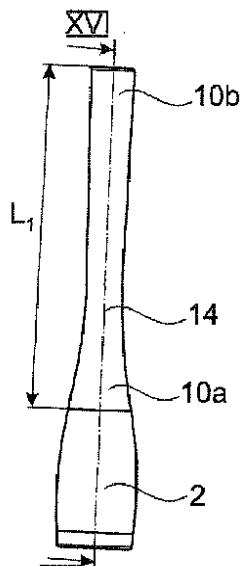


Fig. 13a

【図 13 b】

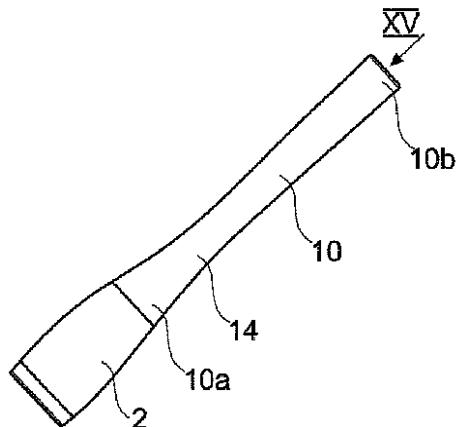


Fig. 13b

【図 13 c】

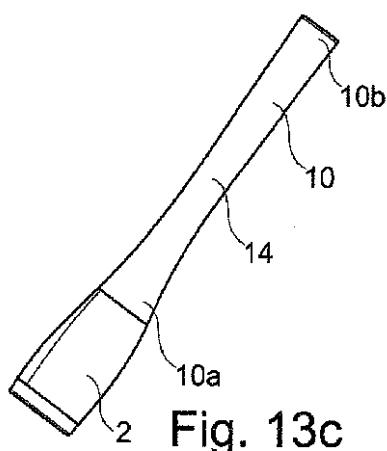


Fig. 13c

【図 15】

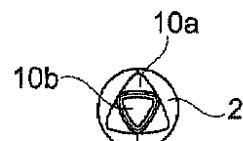


Fig. 15

【図 14】

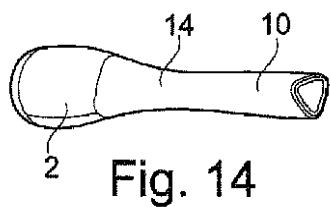


Fig. 14

【図16】

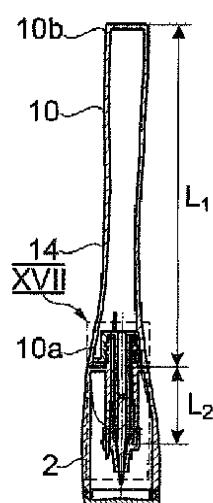


Fig. 16

【図17】

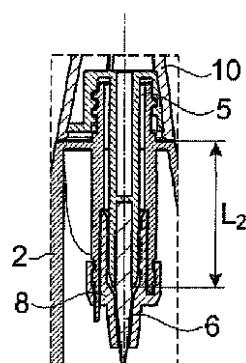


Fig. 17

【図18】

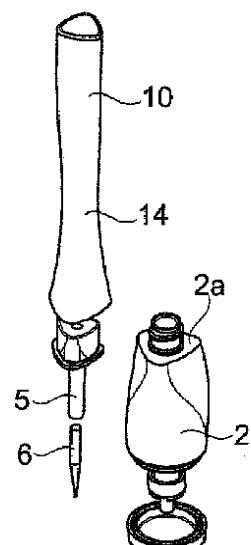


Fig. 18

【図19】

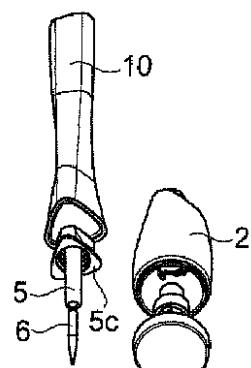


Fig. 19

フロントページの続き

(72)発明者 アントワーヌ・ルブラン

フランス・92110・クリシー・リュ・ピエール・ドレフュ・9・ロレアル

(72)発明者 ポリーヌ・プラーデ

フランス・92110・クリシー・リュ・ピエール・ドレフュ・9・ロレアル

審査官 大光 太朗

(56)参考文献 特開平09-070314(JP, A)

登録実用新案第3098191(JP, U)

欧州特許出願公開第02342991(EP, A1)

米国特許出願公開第2004/0195377(US, A1)

米国特許第06039053(US, A)

特開2009-261850(JP, A)

特開2006-021430(JP, A)

特開2008-254273(JP, A)

米国特許第5044804(US, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A 45 D 34 / 04